教育・文化スポーツ常任委員会資料6 令和5年(2023年)6月1日 教育委員会事務局教育総務課、教職員課

## 教職員等の懲戒処分について

教職員等の懲戒処分を下記のとおり報告します。

記

処分日	被処分者	年齢	性別	処分内容	事案概要
R5. 3. 30	県立高等学校教諭	63	男	停職1月	令和4年5月下旬から令和5年1月9日にかけて複数回、JR駅構内の男子トイレに、被害者の名誉を毀損する文書を置き、不特定多数の者に閲覧可能な状態にした。
R5.4.12	県教育委員会事務局 指導主事	46	男	免職	令和4年2月頃、学校内で、姿勢の指導と称して自己の膝の上に被害児童を座らせた上、両腕を回して胸を触るわいせつな行為を行った。
R5. 4. 12	市町立小学校校長	56	男	戒告	自校の教諭が上記のわいせつな行為を行うとい う事案を発生させた。